

避難勧告等の判断・伝達マニュアル (洪水編)



平成 29 年 9 月改訂

湧 別 町

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）	2
2	避難勧告等の発令対象区域	3
3	避難勧告等を判断する情報	4
4	河川の水位と発表される洪水予報等	5
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	6
6	避難勧告等の発令の判断基準	7
7	避難勧告等の解除の判断基準	9
8	協力・助言を求めることのできる機関	10
9	避難勧告等の伝達方法	10
10	避難勧告等の伝達文	11

別添 「主要水位・雨量観測所一覧」

巻末資料

I 避難勧告等判断フロー図（水害／水位周知河川）

1 避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
※具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が氾濫水の流体力等に基づき家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ⑤ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難勧告等の対象としない小河川・下水道等の条件（次の3条件に該当することが必要）＞

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難勧告等の発令対象区域

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。そのため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮する必要があることから、市町村は、河川を管理する北海道開発局・道が算定した洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定し、洪水浸水想定区域を算定することとなり、順次公表が進められていることに留意が必要である。想定最大規模の洪水浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた洪水浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

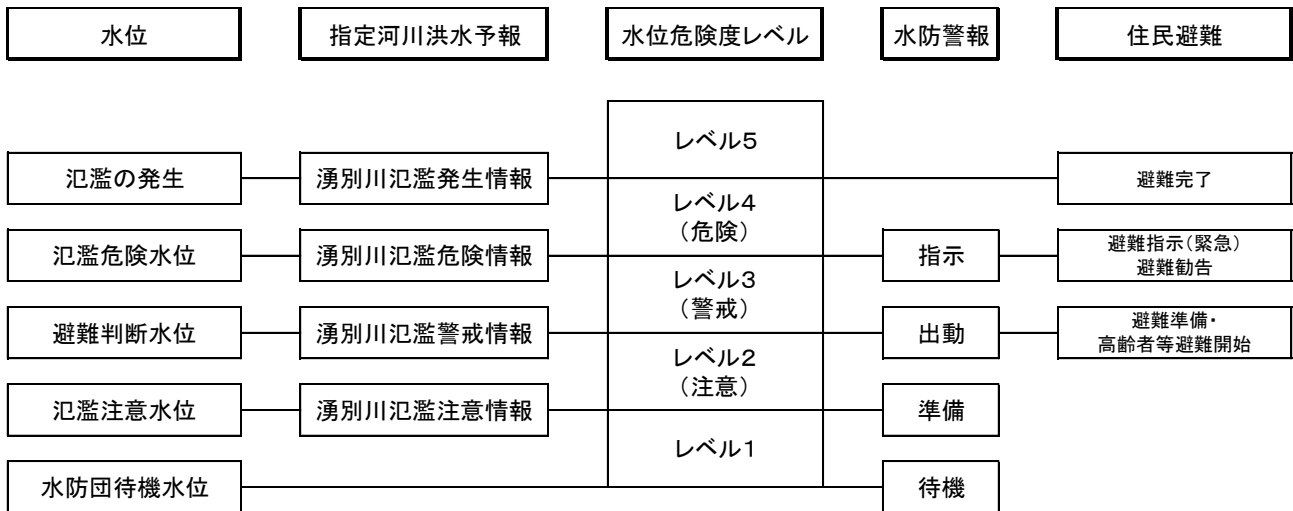
水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている内水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

その他河川等からの氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。設定にあたり、地形や過去の浸水実績等により、災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

3 避難勧告等を判断する情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫
大雨警報(浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/パスワード必要)
大雨特別警報(浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報(浸水害)の発表を待つべきではない。	
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
指定河川洪水予報(洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html (ID/パスワード必要)
水位到達情報(水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	≪市町村向け川の防災情報≫
流域雨量指数の予測値	気象庁	河川の上流域に降った雨により下流地域の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標	≪防災情報提供システム≫
大雨警報(浸水害)・洪水警報の危険度分布	気象庁	大雨警報(浸水害)・洪水警報を補足する情報	≪防災情報提供システム≫
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫

4 河川の水位と発表される洪水予報等



○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。
- ②避難判断水位 氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。
- ③氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

■指定河川洪水予報

- ①氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ②氾濫警戒情報 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれた時
- ③氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達した時
- ④氾濫発生情報 氾濫が発生した時

5 避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	災害対策基本法第56条 市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、洪水に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	災害対策基本法第60条 市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示 (緊急)	災害対策基本法第60条 市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、洪水に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

6 避難勧告等の発令の判断基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難勧告等の発令の判断基準)

≪洪水予報河川≫

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、湧別川の中湧別水位観測所の水位が避難判断水位である9.40mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、湧別川の中湧別水位観測所の水位が氾濫危険水位である9.60mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	港町 曙町 緑町 栄町 錦 川西 東 旭 北兵村三区 中湧別東町 中湧別北町 中湧別中町
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、湧別川の中湧別水位観測所の水位が氾濫危険水位である9.60mに到達したと発表された場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、湧別川の中湧別水位観測所の水位が計画高水位11.39mを越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	中湧別南町 北兵村一区 上湧別屯田市街地 南兵村三区 南兵村二区 南兵村一区 開盛 富美 札富美
避難指示 (緊急)	<ol style="list-style-type: none"> 1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 湧別川の中湧別水位観測所の水位が、氾濫危険水位である9.60mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、計画高水位である11.39mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) 	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

《水位周知河川》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 芭露川の芭露水位観測所の水位が避難判断水位である3.75mに到達した場合 2 芭露川の芭露水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.39mを越えた状態で、次の①②のどちらかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①芭露川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準である12.0に到達する場合 ②芭露地点上流の上芭露雨量局で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が60mm以上、または時間雨量が25mm以上となる場合） 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	芭露
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 芭露川の芭露水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.29mに到達した場合 2 芭露川の芭露水位観測所の水位が避難判断水位である3.75mを越えた状態で、次の①②のどちらかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①芭露川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準である12.0を大きく超過する場合 ②芭露地点上流の上芭露雨量局で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が60mm以上、または時間雨量が25mm以上となる場合） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	
避難指示 (緊急)	<ol style="list-style-type: none"> 1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 芭露川の芭露水位観測所の水位が計画高水位である4.91mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

《その他河川等》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（浸水害）が発表され、次の①②のどちらかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	流域雨量指数の洪水警報基準 中上場川流域=8.9 サナブチ川流域=7 志撫子川流域=6.3 計呂地川流域=8.1 ポン川流域=3.1
避難勧告	1 大雨警報（浸水害）が発表され、次の①②のどちらかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示 (緊急)	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

7 避難勧告等の解除の判断基準

《洪水予報河川・水位周知河川》

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

避難勧告等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 【電話番号】0152-43-4348	・気象、地震、水象に関する事。
網走開発建設部 治水課又は遠軽開発事務所河川課 【電話番号】0152-44-6445(治水課) 【電話番号】0158-42-2112(遠軽)	・国管理河川施設に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。(遠軽)
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部治水課又は遠軽出張所 【電話番号】0152-41-0736(治水課) 【電話番号】0158-42-3165(遠軽)	・道管理河川施設に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。 ※シブノツナイ川 興部出張所管轄
北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号】0152-41-0625	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 ※災害情報共有システム(Lアラート) 経由でマスメディアへ情報提供	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災情報伝達施設(防災スピーカ)※初動時	住民	
総務課	町ホームページ	PCユーザー等	
総務課	町防災メール(サポートメール@防災ゆうべつ)	事前登録者	
町連絡記録班	広報車 ※連絡記録班:湧別町職員用災害マニュアルによる	住民等(避難対象区域)	

遠軽地区広域 組合消防署	消防車広報車	住民等(避難対象地区)
	電話又はFAX	消防団
総務課	電話又はFAX	自治会・自主防災組織等
保健福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設(※)
子育て支援課	電話又はFAX	保育所等
教育委員会	電話又はFAX	小中学校等
総務課	電話又はFAX	農協・漁協等
総務課	電話又はFAX	オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 遠軽警察署 遠軽地区広域組合 消防署 等

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

■こちらは、湧別町災害対策本部です。

●●●地区に●●川に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

●●川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

次に該当する方は、避難を開始してください。

・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。

・川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

■こちらは、湧別町災害対策本部です。

●●●地区に●●川に関する「避難勧告」を発令しました。

●●川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、湧別町災害対策本部です。

●●●地区に●●川に関する「避難指示」を発令しました。

未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

●●●地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により●●道は通行できない状況です。●●●地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

(※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)

(4) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

湧別町：避難勧告

00/00 00:00

地区：●●●地区

避難場所：○○小学校、○○会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●●地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

別 添

○主要水位・雨量観測所一覧

【洪水予報河川】

水 系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	所管事業所
湧別川水系	湧別川	中湧別観測所	8.10m	9.40m	9.60m	11.39m	網走開発建設部 遠軽開発事務所

【水位周知河川】

水 系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	所管事業所
佐呂間別川 水系	芭露川	芭露	3.39m	3.75m	4.29m	4.91m	網走建設管理部 遠軽出張所

巻末資料 I 避難勧告等判断フロー図（水害/水位周知河川）

【主な災害対応】
 防災体制の確立、避難所の開設準備
 災害情報の収集、現地パトロール 等

